

沖縄海区漁業調整委員会指示26第3号

沖縄海区におけるウミガメの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成26年6月24日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 山川義昭

（採捕の制限）

第1 沖縄海区において、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイ（以下「ウミガメ」という。）を採捕してはならない。ただし、第2に掲げる者が、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

（承認の対象者）

第2 第1のただし書の承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 試験・研究の用に供しようとする者
- (2) 養殖の用に供しようとする者
- (3) 漁業の目的で採捕しようとする者
- (4) 特に必要と認められる者

（承認申請）

第3 ウミガメ採捕の承認を受けようとする者は、ウミガメ採捕承認申請書（第2の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第1号様式、第2の第3号に規定する者は第2号様式）を、委員会に提出しなければならない。

（承認の有効期間）

第4 承認の有効期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第2の第3号に規定する者は漁期（8月1日からその翌年の5月30日までをいう。以下同じ。）の期間内
- (2) 前号に規定する以外の者は1年以内

（承認の追認）

第5 平成25年沖縄海区漁業調整委員会指示25第2号の指示により承認を受けた者は、承認証に記載された期日までその承認が有効であるものとする。

（捕獲頭数）

第6 沖縄海区における漁期中の捕獲割当頭数は、タイマイ28頭、アオウミガメ205頭、アカウミガメ6頭とする。ただし、第2の第1号及び第4号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合はこの限りでない。

（大きさの制限）

第7 第2の第2号又は第3号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合にあっては、直甲長70センチメートルを超える大きさのタイマイを採捕してはならない。

(雌のウミガメの採捕禁止)

第8 第2の第3号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合にあっては、雌のウミガメを採捕してはならない。

(承認内容の変更)

第9 第1のただし書の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）は、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめウミガメ採捕承認変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認証の再交付)

第10 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくウミガメ採捕承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

第11 委員会は、第1のただし書の規定若しくは第9の規定によりウミガメの採捕の承認をしたとき、又は第10の規定により申請があったときは、ウミガメ採捕承認証（第2の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第5号様式、第2の第3号に規定する者は第6号様式）を交付する。

(承認証の携帯)

第12 承認を受けた者は、ウミガメを採捕しようとする場合は、第11に規定する承認証（以下「承認証」という。）を携帯しなければならない。

(廃止届の提出)

第13 承認を受けた者が、ウミガメの採捕を廃止したときは、ウミガメ採捕廃止届書（第7号様式）に承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

(報告書の提出義務)

第14 承認を受けた者は、採捕承認期間終了日、承認頭数到達日又は採捕を廃止した日から1か月以内に、ウミガメ採捕報告書（第8号様式）を委員会へ提出しなければならない。

(電子情報処理組織を使用する方法による報告)

第15 承認を受けた者は、第14の報告書の提出に代えて、電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と採捕報告を行うものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により報告することができる。この場合において、当該方法により報告を行う者は、第14に規定する採捕報告書を提出したものとみなす。

(所持及び販売の禁止)

第16 何人も第1のただし書の承認を受けないで採捕されたウミガメ（当該ウミガメの剥製その他の標本を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

(指示の有効期間)

第17 この指示の有効期間は、平成26年7月1日から平成29年6月30日までとする。